

2025年日本国際博覧会食品衛生及び環境衛生対策要綱

(目的)

第1条 この要綱は、2025年日本国際博覧会（以下「博覧会」という。）における食品衛生関係施設及び環境衛生関係施設（以下「関係施設」という。）の衛生を確保し、並びに食品衛生及び環境衛生上の危害の発生を防止し、もって来場者等の健康を保持することを目的として、大阪府と大阪市において定める。

(実施項目)

第2条 前条の目的を達成するため、博覧会の会場（以下「会場」という。）の内外における食品衛生及び環境衛生対策として、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 関係施設に対する監視指導並びに検査
- (2) 会場内の関係施設に係る食中毒及び苦情（食品衛生及び環境衛生に関するものに限る。）発生時の調査並びに措置
- (3) 関係施設の事業者等に対する食品衛生及び環境衛生に関する知識の普及啓発
- (4) 関係施設における自主衛生管理の推進
- (5) その他、食品衛生及び環境衛生上必要と認められる事業

(会場衛生監視センターの運営)

第3条 会場内における前条の事業を実施するため、大阪市は公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）により会場内に設置される会場衛生監視センターを運営する。

(会場衛生監視センターの業務)

第4条 会場衛生監視センターにおいて、次に掲げる業務を行う。

(1) 食品衛生関係業務

- ア 食品衛生法その他の食品衛生関係法令に基づく監視指導
- イ 食品衛生関係施設における自主衛生管理の推進
- ウ 食品衛生法及び食品表示法の規定による食品等の収去及び検査
- エ 食品衛生法の規定による食中毒調査
- オ その他食品衛生に関すること

(2) 環境衛生関係業務

- ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく監視指導
- イ 興行場法に基づく興行場施設に対する監視指導
- ウ 水道法に基づく専用水道又は簡易専用水道施設に対する監視指導
- エ 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく監視指導
- オ そ族昆虫対策業務
- カ 環境衛生関係施設における自主衛生管理の推進
- キ その他環境衛生に関すること

(関係機関との連携)

第5条 第2条の事業の実施に当たっては、必要に応じて博覧会協会その他の関係機関と連携するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に基づく食品衛生及び環境衛生上の対策を実施するために必要な事項については、衛生分科会が定める。

令和5年7月31日策定